



## iGAAP in Focus

### 財務報告

## IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するために IAS 第 7 号および IFRS 第 7 号を修正

### 目次

#### 背景

#### 本修正

#### 発効日および経過措置

#### さらなる情報

本 iGAAP in Focus は、2023 年 5 月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された「サプライヤー・ファイナンス契約」に示されている IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正について解説するものである。

- IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約に関する定性的および定量的情報の提供を企業に要求するために IAS 第 7 号を修正する。
- 「サプライヤー・ファイナンス契約」という用語は定義されていない。代わりに、本修正は、企業が情報を提供することが要求される契約の特性を説明している。
- さらに、流動性リスクの集中に対する企業のエクスポージャーに関する情報を開示する要求事項に、サプライヤー・ファイナンス契約を例として追加するために、IFRS 第 7 号が修正された。
- 本修正は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、早期適用は認められる。
- 本修正には、企業が本修正を適用する最初の事業年度についての特定の移行上の救済措置が含まれている。

#### 背景

2020 年 12 月、IFRS 解釈指針委員会は、サプライチェーン・ファイナンス契約に適用される IFRS 会計基準の要要求事項を説明するサプライチェーン・ファイナンス契約に関するアジェンダ決定を公表した。アジェンダ決定案に対するフィードバックは、この形式のファイナンスに関して企業が提供することが要求される情報は、利用者の情報ニーズを満たすには不十分であることを示した。IASB は、このフィードバックを検討し、IAS 第 7 号および IFRS 第 7 号を修正してこの問題に対処することを決定した。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 本修正

### IAS 第 7 号の修正

本修正は、財務諸表の利用者が、企業の負債およびキャッシュ・フローに対する当該契約の影響および企業の流動性リスクへのエクスポージャーを評価できるようにする、サプライヤー・ファイナンス契約に関する情報を企業が開示することが要求されることを記述する開示目的を IAS 第 7 号に追加する。

サプライヤー・ファイナンス契約は、1 つまたは複数の資金供給者が、企業が仕入先に対して負っている金額を支払うことを申し出ること、および仕入先が支払を受けるのと同じ日またはそれより後の日に契約の条件に従って支払うことに企業が同意することにより特徴付けられる。これらの契約は、関連する請求書上の支払期日と比較して、企業に対する支払条件の延長、または企業の仕入先に対しての支払条件の早期化を提供する。サプライヤー・ファイナンス契約は、サプライチェーン・ファイナンス、支払債務ファイナンス、またはリバース・ファクタリング契約と呼ばれることが多い。

企業に対する信用補完のみである契約（たとえば、保証として使用される信用状を含む金融保証）または負っている額を仕入先と直接決済するために使用される金融商品（例えば、クレジットカード）は、サプライヤー・ファイナンス契約ではない。

上記の開示目的を達成するために、企業はサプライヤー・ファイナンス契約について集約して開示することが要求される。

(a) 契約の条件（例えば、延長後の支払条件および提供される担保または保証）。しかし、企業は、類似していない契約条件を有する契約の条件を別個に開示することが要求される。

(b) 報告期間の期首および期末現在の

(i) サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の、企業の財政状態計算書に表示されている帳簿価額および関連する科目

(ii) (i)で開示された金融負債のうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額および関連する科目

(iii) (i)で開示された金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲（たとえば、請求日から 30 日から 40 日後）。比較可能な営業債務とは、例えば、(i)で開示された金融負債と同じ事業分野または法域内の企業の営業債務である。支払期日の範囲が広い場合、企業は、それらの範囲に関する説明情報を開示する、または追加の範囲（例えば、階層化した範囲）を開示することが要求される。

(c) (b)(i)に基づいて開示された金融負債の帳簿価額における非資金変動の種類および影響。非資金変動の例には、企業結合、為替差額、または現金または現金同等物の使用が要求されないその他の取引の影響が含まれる。

### 見解

2021 年の公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」(ED)に対する一部の回答者は、仕入先が資金供給者から既に支払いを受けているサプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額および関連する科目を開示するために必要な情報が容易に入手できない可能性があることを、IASB に報告した。

他の利害関係者、特に財務諸表の利用者は、IASB に対し、この開示がなければ、提供される情報は不完全であり、利用者の情報ニーズを満たさないであろうと報告した。

IASB は、財務諸表の作成者および利用者にとってのコストと便益を評価し、この情報の開示を要求することによる便益がコストを上回ると結論付けた。

### IFRS 第 7 号の修正

IFRS 第 7 号の既存の適用ガイダンスの下では、企業は金融負債から生じる流動性リスクをどのように管理しているかの説明を開示することが要求されている。本修正には、企業に支払条件の延長を提供するかまたは企業の仕入先に支払条件の早期化を提供するサプライヤー・ファイナンス契約に、企業がアクセスしたか、またはアクセスを有するかが追加の要因として含まれる。

IFRS 第 7 号の適用ガイダンスにおいて、流動性リスクおよび市場リスクの集中はサプライヤー・ファイナンス契約から生じる可能性があり、その結果、企業が当初は仕入先に対して負っている金融負債の一部を資金供給者に集中させる可能性があることを追加している。

## 発効日および経過措置

企業は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に、IAS 第 7 号の修正を適用することが要求される。早期適用は認められる。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示することが要求される。

本修正を適用するにあたり、企業は以下を開示することは要求されない。

- 企業が本修正を最初に適用する事業年度の期首より前に表示された報告期間に係る比較情報
- 企業が本修正を最初に適用する事業年度の期首における、上記の(b)(ii)-(iii)で要求される情報
- 企業が本修正を最初に適用する事業年度中の表示される期中報告期間について、IAS 第 7 号の修正により要求される情報

企業は、IAS 第 7 号の修正を適用するときに、IFRS 第 7 号の修正を適用することが要求される。

### 見解

IASB は、企業の期中財務報告に継続的に適用されるいかなる開示要求も変更しなかった。企業は、IAS 第 34 号「期中財務報告」の要求事項を適用する。

## さらなる情報

IAS 第 7 号および IFRS 第 7 号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 7 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスで、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をすものでもありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。